

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

太子町は、茨城県の北西端の中山間部に位置し、福島県と栃木県との県境の町である。昭和30年に1町8か村が合併し現在の太子町が誕生した。合併当初4万3千人あった人口もその後減少し続け、現在は1万5千人程度と過疎化が進んでいる。過疎化や少子高齢化の進行に歯止めがかからない状況となっており、特に高齢化率については49%を超え、県内で最も高い高齢化率となっている。

当町は、山紫水明の地で、農林業及び観光業が盛んである。県内一の面積を持つ山林、寒暖の差を利用して生産される米、樹上完熟のりんご、500年近くの歴史がある奥久慈茶、昔から作られているこんにゃく、地鶏の奥久慈しゃも、常陸牛等が生産されている。また、国名勝かつ日本三名瀑の袋田の滝をはじめ、県内唯一の温泉郷、鮎釣りのメッカである久慈川をはじめとした県内有数の観光地である。

当町の産業構造は、就業者人口で見ると、第1次産業が14.57%、第2次産業が30.19%、第3次産業が55.24%となっている。産業別事業所数で見ると、第1次産業が2.05%、第2次産業が26.70%、第3次産業が71.25%となっている。

現在、町内の中小企業は、小規模事業者が多く、減少傾向にあり、さらに、人手不足、経営者の高齢化、後継者不在等の課題にも直面している。現状を放置すると、地域の活力や長い歴史を経て形成された町内の産業基盤が失われかねない状況である。

このような中、当町では、町内事業者に対して地域人材育成事業補助金、雇用促進奨励金等の雇用促進策を講ずるとともに、厚生労働省茨城労働局と雇用対策協定を締結し、若者から高齢者までが生き生きと働ける環境と産業振興を目指し、広範かつ効果的な雇用対策に取り組んでいる。人口減少が顕著な当町においては、中小企業の生産性の抜本的な向上が喫緊の課題であり、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取組を支援していくことが重要である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の活発な導入を促すことで、地域経済の維持・発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に10件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

（３）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

大子町の産業は、農林業、製造業、サービス業（観光業）と多岐に渡り、多様な業種が大子町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備全てとする。

ただし、太陽光発電設備については、当町の魅力の一つである自然環境を守り、重要な観光資源である景観や環境への調和や配慮が特に必要であることを踏まえて、発電電力を直接商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供するために自ら消費する設備（自ら消費した余剰分の電力を売電するものを含む。）及び発電電力の全てを他者に供給し、売電収入を得るための設備（以下「全量売電設備」という。）であって建物の屋上に設置するものに限るものとし、それ以外の設備（全量売電設備であって土地に自立して設置するもの等）は対象としない。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

（１）対象地域

大子町の産業は、広域に立地しているため、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、大子町内全域とする。

（２）対象業種・事業

大子町の産業は、農林業、製造業及びサービス業（観光業）と多岐に渡り、多様な業種が大子町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、自動化、IT化による業務効率化、省エネ機器の推進等多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ・町民税等の滞納状況に配慮する。